令和元年6月5日

**学校法人熊本城北学園**

**理事長　森　正臣 様**

　九州看護福祉大学　教授　豊田　保

**「審査期日の通知及び意見陳述の催告書」に対する意見書**

**「審査事実1」及び「審査事実2」について述べる。**

①この問題は、すでに決着した問題である。

2月1日に本学に着任したA教授の提出した診断書を受けて、私はA教授が所属する社会福祉学科の長として、A教授の睡眠障害を悪化させないために、2度にわたって学長と理事長に対して、A教授の勤務時間の開始時刻を後ろに1時間ずらすスライド勤務を要望したところである。

これは、精神面も含めて健康障害者への勤務条件への合理的配慮の実行と労働者の勤務条件に関する安全配慮義務が強調されている今日の労働行政の動向を踏まえた判断である。

②追記すれば、学校法人熊本城北学園就業規則を自然な流れで読んでいくと、同就業規則第35条第2項は、学長・理事長への勤務時間の変更を申し出ることが可能であることを示唆していると解釈できる。

私の学長と理事長への2回にわたる上記したA教授の勤務時間帯の変更についての要望は、この熊本城北学園就業規則についての私なりの解釈に基づく行為であり、何ら懲戒に該当する行為ではない。

**「審査事実3」について述べる。**

①「審査事実3」は「人事委員会での審議内容」と九州看護福祉大学大学院の「入学試験の個人得点状況」を「関係者以外にメールした」ことが取り上げられている。私に手渡された「証拠の標目」によれば、「審査事実3」に関する私のメールが配信された対象者は、九州看護福祉大学大学院の看護学専攻、精神保健学専攻、健康支援科学専攻の教員のみであり、「関係者以外にメールした」事実は存在しない。私がメールを送信した対象者のすべてが上記大学院の教員であり関係者である。

②また、「入学試験の個人得点状況」については、小論文が低得点にもかかわらず入学許可をしつこく提起した九州看護福祉大学大学院研究科長の姿勢を批判したものであるが、このメールもまた、九州看護福祉大学の大学院関係者のみに配信したものであり、懲戒理由に該当するものではない。

**「審査事実4」について述べる。**

①ここでは、九州看護福祉大学大学院の「精神保健学専攻受験者の出身大学が、中国の『ニセ大学』と決めつけた、また、「不合格となった受験者は『ニセ大学』の出身であると認識するよう促した」と記述されているが、「証拠の標目」の文章を読めば、今日の中国の大学事情に関するインターネット情報を一般的に記述しているだけであり、上記の解釈は極めて個人的な解釈であり、文脈の一方的な歪曲であることは明白である。

**「審査事実5」について述べる。**

①「高木常務理事の生年月日及び職歴を、本人の許可を得ることなく、 ・・職員全員に流布した」と記述されているが、この内容は公刊された雑誌においても、九州看護福祉大学教職員組合情報においても公に周知されている事実である。

また、熊本城北学園理事長に対しても、私が事実経過の確認のために手渡している資料の一つであり、特に秘匿されるべき情報ではない。

②また、高木常務理事の職歴については、3月の学校法人熊本城北学園理事会において、これまでの熊本城北学園の理事会における決定事項については一部に事務的ミスがあったとして訂正されたところであり、この訂正の内容には私のこれまでの主張が一部反映されたところである。

**「審査事実6」について述べる。**

①「B主任事務職員の仕事ぶりを根拠もなく誹謗中傷し」と記述されているが、私が「別な方法で取り上げさせて頂きます」と記述した文章は、「後でじっくり話し合いたいと思います」に続く文脈のものであり、九州看護福祉大学経理課長へのメールで「不明な点がありましたら、再度、メールで問い合わせてください」と記述しているように、話し合いを提起したものであり、学内における通常メールの性格を特別に逸脱するものではない。

**「審査事実7」について述べる。**

①九州看護福祉大学教職員組合執行委員長の見解を学校法人熊本城北学園の職員に知らせたメールであるが、他者の見解を必要に応じて引用することは一般的に行われている行為である。私は、文部科学省の見解や厚生労働省の見解を引用して、上記学校法人の教員との共通認識を得ることは通常の行為として行っている。大学は言論の府であり、九州看護福祉大学内においても言論の自由は最大限に尊重されるべきである。また、労働組合は労働組合法に規定されている法律的に公共的性格を有する組織であり、その組織の代表者の意見を引用することに何ら問題はない。